

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定イ-⑤'について
(新型コロナウイルス感染症による売上高の減少)

本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用できます。

《認定基準》

- 1 申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が春日部市であること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた不況業種（※）であること。
- 3 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ①主たる業種の最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
 - ②企業全体の最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
 - ③主たる業種の3か月（直近1か月間の実績とその後2か月間の実績見込みを含む）の売上高等の実績見込が前年同期比で5%以上減少していること。
 - ④企業全体の最近3か月（直近1か月間の実績とその後2か月間の実績見込みを含む）の売上高等の実績見込が前年同期比で5%以上減少していること。

平成26年4月1日より、「経済産業大臣が指定する不況業種」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類での判定に変更されています。なお、令和2年新型コロナウイルス感染症に係る認定申請においては、令和2年5月1日から中分類での判定を行います。

申請の際は必ずご自身が営んでいる主たる業種が指定業種であるか、よくご確認のうえ、ご来庁ください。営んでいる事業が属する業種に指定業種が無い場合、認定申請はできません。

また、企業全体の売上高等を算出する場合には営んでいる全ての事業の売上高等が対象となります。「非指定業種」や、「信用保険対象外業種」等も算入の対象となります。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号による 認定申請書イ-⑤'の必要書類について

	書類名	提出部数
①	中小企業信用保険法第2条第5項第5号による認定申請書イ-⑤' ※実印を押印すること	1部
②	様式イ-⑤'の添付書類(別添)	1部
③	主たる業種が指定業種に属することが疎明できる書類等(例:取り扱っている商品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)	1部
④	<p>主たる業種及び、企業全体の最近1ヵ月の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ※主たる業種の売上げを区別できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●売上台帳(写し) ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。 ●試算表(写し) ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。月別売上高のみを抜粋したものは不可。 	各1部
⑤	<p>主たる業種及び、企業全体の④に対応する前年1ヵ月の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ※主たる業種の売上げを区別できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●売上台帳(写し) ●月別損益決算書(写し)又は試算表(写し) ●(個人事業者の場合)青色(白色)申告決算書(収支内訳書含む)(写し) 	各1部
⑥	<p>④のその後2ヵ月間の売上(実績見込)の確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試算表(実績見込)など 	各1部
⑦	<p>⑤のその後2ヵ月間の主たる業種及び、企業全体の売上(実績)の確認できる書類(次のいずれかを提出) ※主たる業種の売上げを区別できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●売上台帳(写し) ●月別損益決算書(写し)又は試算表(写し) ●(個人事業者の場合)青色(白色)申告決算書(収支内訳書含む)(写し) 	各1部
⑧	<p>法人: 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)の写し ※現状を反映し、最近3ヵ月以内のもの</p>	1部
	<p>個人: 確定申告書(写し) ※直近のもの</p>	1部

留意事項:

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- ② 提出された必要書類は返却しません。
- ③ 申請時に、実印が必要になる場合があります。